

臨床検査に関するお知らせ



株式会社セントラル医学検査研究所
TEL(本社)029-225-8858 (下館)0296-28-5900

先生各位

平成 30 年 7 月

A-18-13

新規実施項目のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、下記の検査項目を新たに受託開始致しますので、ご利用頂きたくご案内致します。
今後とも引き続きお引き立てのほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- ◆ 実施日 平成 30 年 7 月 23 日 (月) ご依頼分より
- ◆ 新規項目

検査項目	便中カルプロテクチン		
項目コード	11900	検体 (保存法/安定性)	糞便 専用容器 ※ (必ず冷凍保存/28 日)
検査方法	FEIA 法	実施料	276 点
所要日数	4~9 日	判断料	34 点 (尿・糞便等検査)
基準値	50.0 以下 潰瘍性大腸炎の内視鏡的非活動状態のカットオフ値 300 以下 (mg/kg)		
備考	他項目との重複依頼は避けて下さい。		
診療報酬 点数表備考	ア. カルプロテクチン (糞便) を慢性的な炎症性腸疾患 (潰瘍性大腸炎やクローン病等) の診断補助を目的として測定する場合は、FEIA 法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が 3 月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施する。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 イ. 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、ELISA 法又は FEIA 法により測定した場合に、3 月に 1 回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を 1 月に 1 回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 ウ. 慢性的な炎症性腸疾患 (潰瘍性大腸炎やクローン病等) の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び区分「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。		

※専用容器と取り扱い方法は裏面をご参照下さい。

